

## 地方独立行政法人宮城県立こども病院一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が不安を抱くことなく、仕事と家庭を両立しながら働くことができる環境を整備するための取り組みとして、次の行動計画を策定する。

### 1. 計画期間等

#### 1) 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日

#### 2) 計画の見直し

計画期間中において、諸制度の改定等および職員の要望に応じて随時弾力的に見直し、変更できるものとする。

### 2. 計画内容

法人の規程における諸制度、雇用保険法に基づく育児休業給付制度、健康保険制度における給付金および年金制度等、出産・育児・介護等の労働条件に関わることについて、全ての職員が理解を深められるよう情報を提供することで、より利用しやすいものとし、職員が自己の能力を十分に発揮しながら仕事に取り組み、なおかつ家庭生活の充実も図れる環境を整備する。

### 3. 目標およびその対策

#### 1) 当法人の諸規程に次の内容を含めて改正する。

- ① 産前休暇期間を出産予定日の 6 週間前から 8 週間前に拡充する。
- ② 生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の休暇について、対象となる子の年齢、取得できる時間を拡充する。
- ③ 修学前の子の健康診断・予防接種のための休暇を新設する。
- ④ 育児部分休業及び育児短時間勤務の対象となる子の年齢を現在の 3 歳未満から小学校修学前まで引き上げる。

#### 2) 改正育児・介護休業法に基づく諸規程の改正について職員へ周知する。

所属管理責任者会議においての説明のほか、各所属長からの諸制度の周知徹底および院内 OA (オフィス オートメーション) における周知。

#### 3) 出産・育児・介護等にかかる問合わせ等、より相談しやすい環境を整備するため、女性職員を担当者として配置し、夜勤勤務者の相談等にも対応できるよう院内専用メールを設置する。

- 4) 法人の育児・介護休業制度、雇用保険法に基づく育児休業給付金制度、健康保険における諸制度および年金制度等の出産・育児・介護に関わる諸制度全てを取りまとめた簡易なパンフレットを作成する。
- 5) 交替制勤務者も多いことを考慮し、部署の必要性に応じて説明会の要望があれば個別に対応する。
- 6) 子どもを育てる職員が安心して働ける職場を目指して、院内保育所の整備を進める。